

( 基調講演 )

前原 誠司 衆議院議員

御紹介いただきました前原でございます。民主党の所属ではございますけれども、危機管理、安全保障につきましては、これは与党も野党もないという観点から今どういうところに問題意識を持っていてどう改善していくべきなのかという事についてお話をさせていただきたいという風に思っております。

今までいろんな方々からお話ございましたけれども私も日本の危機、脅威というもの、人為的なものを考えた場合にはもはや大規模着上陸侵攻と言うような旧来型の脅威ではなくて、ミサイルが飛んでくるとか、あるいはテロが極めて隠密裏にそして多発的に起きるとこういうことが考えられるわけでありまして、そういう意味では今までの対称的な脅威から非対称的な脅威、そしてまたユビキタスなものであると、脅威というものはそういうものであるという認識を持った上での対応策というものが必要であるということは、今までおっしゃった皆さん方と、私も同じ意見でございます。その意味で、議員でございますので以下 3 点にわたりまして体制それから法律これに関わる問題点についてお話をしたいと思います。3 つのポイントというのはまず情報それから PSI そして対領空侵犯措置、この 3 つについてお話をさせていただきたいと思えます。

まず情報でございますけれども、今回のイギリスのケースを例に挙げるまでもなく、いかにテロあるいは本土防衛というもの、本土攻撃というものに対して未然に防ぐかということについては情報が命であることは NO を待たないところでございます。翻って日本の情報収集体制というものあるいは法律というものについて果たして万全なのかということをお問いただしたときに、私は極めてこの点については脆弱であるといわざるを得ないこのように考えております。そういう意味ではこの情報についてどう現状認識をし、何処を変えていくかについてこの情報についても 2 つの点で申し上げたいと思えます。1 つは收拾体制の問題、あるいは分析も含めての問題と、もうひとつは機密漏洩防止の観点からのポイントについてこの 2 つをお話させていただきたいと思えます。まず情報収集体制でございますけれども、情報収集にソフト、ハードを明確に分けるといことはなかなか難しいわけでございますが、あえてハードの部分とソフトの部分に分けてお話をさせていただきたいという風に思いますが、まずハードの部分で大事なところのひとつは、これは情報収集衛星であります。日本は現在 2 基の多目的情報収集衛星を飛ばして今年の 9 月に 3 基目そして来年の春までに 4 基体制ということで情報収集衛星を持つということでございますけれども、分析能力というものについてはむしろ抑制をしているという面もございますし、あくまでもそういった危機管理のみならず多目的衛星でございますので情報収集というもののみに特化されたものではありません。また 4 基というものについていえば、アメ

リカについて比較をするとアメリカほどの軍事費そしてまたハードが揃っている国はないわけでありませけれども、100基を超える情報収集衛星を持っておりまして、それから比べますと日本の体制というものはまだまだスタートをし始めたばかりでございます、そういう意味ではもちろん同盟関係でございますので全て日本が自前で持つということは、私は予算的な面から見ましても非現実的だという風に思っておりますけれども、さはさりながら自前の情報収集能力を向上させる為にこの情報収集衛星というものをどう考えて行くのかということは、政治においては極めて重要な私は議題の一つだという風に思っております。またミサイル防衛というものを考えたときにこれは熱感知の高高度の静止衛星、早期警戒衛星というものが大事になるわけでありまして、これを今もっているのはアメリカとロシアのみでございますけれども、これも私は当面はアメリカに同盟関係として頼むと、そしてまた今後航空自衛隊との横田での情報共有というものが高まっていくわけでありませけれども、恐らくアメリカ側は日本のバジシステム、バジシステムのいわゆる日本の防空情報というものを求めてくると思ひますし、日本は私はリアルタイムでこういった早期警戒衛星の情報というものをしっかりともらえような取り決めというものをグブアンドテイクでやっていくということが、シビアにやっていくということが極めて大事な点ではないかという風に思っております。情報収集衛星と同時に私がハードの部分で大事だと思っておりますのは、現在日本の情報収集コミュニティ、これをどうより上手く活用して行くかということでありませ。もっと具体的にいえば情報収集コミュニティというものが極めて縦割りで閉鎖的であるという認識を持っております。自民党と公明党と民主党、3党で組織横断型の情報収集あるいは分析コミュニティというものを作るべきだと、こういう提案をし、政府がこれを検討した結果、それはいらないと今のシステムで十分だとそれを強化するので十分だという話でございましたけれども、私はそうは思っておりませ。やはり縦割りの情報を共有しない仕組み、それをしっかりと上に上げない仕組みというものが私は広く役所の村社会の中で存在しているのではないかという風に思っております。

そういう意味ではイギリスにあります JIC(ジョイントインテリジェンスコミッティ)のような組織横断的につくって、以下三つの点を JIC に習って私は取り入れていくことが必要なのではないかと思っております。ひとつは法律によってその JIC に上げる情報のテーマというものを決めるということでありませ。多くの情報が全て自動的に上げられるということになると、情報の洪水になりまして、むしろその JIC は機能しないということになりますので、イギリスもテロ情報であるとか、あらかじめある危険な地域の情報とかそういったテーマを決めて情報を上げる仕組みを持っておりますので、そういったテーマを絞るということによって JIC の役割をより鮮明にすることが私は大事なのではないかと思っております。二つ目のポイントは強制をさせるということになります。法律で強制すると、テーマを決めるとともに必ず上げなきやいけないと、上げなかった場合には罰則を科すと、

つまりは役所が情報を専有していて上に上げなかった場合においては、その役所または担当者、責任者に罰則を科すというようなことをやらなければ、私は情報はあがってこないとこのように思っております。もうひとつは人事、三つ目は人事でございます。腰掛でいずれば本国に帰るのだと、こういう人事でありますと結果的にはその情報収集あるいは分析、そしてそれをデータ、インフォメーションからインテリジェンスに変えて政策決定を行うという大事な部署というものが、まさに腰掛そして優秀な人材を送らないとこういうことになってしまいますので、優秀な人材を送るような登竜門にすると同時に片道切符でその人を育てる意味も含めまして、この分析情報収集、分析というもののいわゆるプロパーを育て上げるというような意識を持つということも大事なことではないかという風に思っております。ソフトの面で申し上げますと、HUMINT、別に情報収集衛星のみならず、あるいは既存の情報コミュニティの統合だけでもいけないという風に私は思っておりまして、やはり少なくとも対外情報というものをしっかりと専門的に捕らえる私は組織というものが今後日本においては必要ではないかと、本来外交安全保障、危機管理を行ううえでは対外情報を専門的に収集する組織というものが私は重要だという風に思っております。そういう意味ではアメリカの CIA やあるいはイギリスの MI 6 のような対外情報組織というものを日本も真剣に作っていくということを政治の議題としてあげていくことが、今後私は非常に重要なことになっていくのではないかという風に思っております。

次にその情報の部分でもうひとつ申し上げた機密漏洩防止の話でございます。中国で外交官、そして海上自衛隊の海佐が立て続けに情勢との関係をたねに揺さぶられて、そして自ら命を絶たれるという痛ましいことがおきました。機密漏洩というものに対してどういう体制をとるのかということについても、私は極めてそういった女性の美人局のみならず、例えば確信犯も抑止するような仕組みにならなければいけないと思っております。例えば国家公務員あるいは自衛隊法 59 条においても、職務において知りえた情報をやめた後も漏らしてはいけないということになっているわけではありますが、その罰則というものが私はきわめてゆるい、弱いとこのように思っております。そういう意味では罰則の強化をする中で機密漏洩というものの抑止を行っていくということも大事なことではないかと思っておりますし、またアメリカの友人と話をすると、一番機密漏洩をするのは日本の政治家であるということが言われているわけでもあります。政治家は憲法 51 条に起きまして発言が憲法上保障されているということもありまして、なかなか政治家の機密漏洩策というものは憲法論議にも行き着くという指摘もございませうけれども、そういった公務員、政治家も含めた公務員の機密漏洩の仕組みを法整備をどう、しっかりと整える、あるいは現在ある罰則を強化する中でしっかりと行っていくということが大事なことではないかという風に思っております。

次に PSI につきまして簡単にお話をさせていただきたいと思っております。物資が日本から技

術も含めて海外に行き渡る、あるいは第3国から横流しをされるなどなど、あるいは海賊行為も含めたテロ行為を防止することも含めての PSI 活動、そしてまた多国間の協力というのは、私はこれから必要になってくると思います。そういう意味では現在訓練という形ではそれが行われているわけでございますけれども、これを正式な仕組みにしていくためには地域的な集団安全保障、法理的には集団的自衛権も含めたそういった法的な整備あるいは多国間の協力という枠組みを日本もしっかりと推進をしていくということも含めて、私は勧めていくということがこれから大事なことなのではないかという風に思っております。シーレーン防衛の重要性というのは何も有事に限ったことではありません。平時のシーレーン防衛というものをどのようにそういった集団安全保障の体制というものを作っていくのかということも含めて、法理的なところあるいは仕組みそしてまた海保・海自の協力も含めたそういった具体的な取組というものもしっかり考えていかなければいけない点だという風に思っておりますので、その点についてもしっかりと国会の中で議論をし、方向性を見出す為の努力をしっかりとしていきたいとこのように考えております。

最後にテロについて、従来から言われていることでなかなかこれについての整理がされていないことにつきまして問題提起をさせていただきたいと思っております。それは対領空侵犯措置についてであります。皆さん方もご承知の通り領空侵犯措置が明示されている法律というのは自衛隊法の84条でございます。ここで2つ問題が大きくいってあると私は思っております。1つはこの84条には外国の航空機がということがかかれておりますが、例えばハイジャックをされた日本の航空機に対してどのような措置をとるのかということについてはこの84条では読めない仕組みになっております。実際にそういうことが起きれば治安出動をすぐに加令をしてこの対領空侵犯措置ではなくて治安出動などで対応するというところでしか取りようがないのではないかという風に思っておりますけれども、この84条のその外国の航空機に限定をすることが果たしていいのかどうなのかということもしっかりと考えていかなければいけないポイントではないかという風に思っております。2つ目の問題点と致しましては我が国の領域の上空に侵入したときにはということございまして、領空侵犯でありますので領空侵犯したときにはじめて実効性ある対応策が出来るということになるわけであります。いうまでもありませんけれども、非常に速いスピードで戦闘機あるいは飛行機というものは飛行するわけでありまして、毎秒にそれに対応する措置というものは当然ながら必要になってくるわけございまして、領空外でどういう措置をしっかりと取りうるのかということを経法的な背景も含めてしっかりと考えていく必要性がございます。当然ながら今 ROE、あるいは内規によってももちろんその手前での措置というものももちろん決められているわけでありまして、基本的にはこの84条での対領空侵犯措置というのが警察官職務執行法の準用というところでございまして、警察権の作用ということがベースになっているわけでありまして、そういう観点も含めたこの84条の法案、法律そして内規、ROEの見直しにおいて想定されうる航空機テロにどう対応するのかとい

うようなこともしっかりと今後議論していくことが NBC テロ対策のひとつの私は大きなポイントになってくるのではないかという風に思っております。

以上、情報そして PSI、そしてまた対領空侵犯措置、航空機テロなど3つのポイントを現状認識とそしてまた体制法整備を含めて今後私としても超党派の議員の同志の皆さん方とこういう点については取り組んでいきたいということを申し上げて、私の基調講演を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。